○法務省告示第二百三十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ジャステン・アダム・フレミング

生年月日　千九百七十二年十二月八日

国　籍　連合王国

○外務省告示第二百五十六号

平成二十二年五月十一日にヌクアロファで、バイオラ病院改善整備計画（第二次）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バイオラ病院改善整備計画（第二次）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億二千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　高瀬康夫在トンガ大使

トンガ側　ビリアミ・タウ・タンギ首相代行兼保健大臣

平成二十二年五月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百五十七号

平成二十二年五月一日にタシケントで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

平成二十二年五月二十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百七十四億二千三百万円（二七、四二三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、タリマルジャン火力発電所増設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウズベキスタン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・四五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ウズベキスタンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ウズベキスタン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアジア開発銀行との円借款協調融資促進枠組みを実施するためにアジア開発銀行と国際協力銀行との間で結ばれた枠組合意（現在はアジア開発銀行とＪＩＣＡとの間で適用されており、国際競争入札の手続が適用でないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してウズベキスタン共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　ウズベキスタン共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をウズベキスタン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年五月一日にタシケントで

ウズベキスタン共和国駐在

日本国特命全権大使　平岡邁

ウズベキスタン共和国

副首相兼対外経済関係投資貿易大臣

エリヤル・ガニエフ閣下

（ウズベキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をウズベキスタン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年五月一日にタシケントで

ウズベキスタン共和国

副首相兼対外経済関係投資貿易大臣

エリヤル・ガニエフ

ウズベキスタン共和国駐在

日本国特命全権大使　平岡邁閣下